

1. 業務名

株式会社 フルサワ 能美工場
汚染土壌処理施設の稼働に伴う大気有害物質の測定

2. 業務場所

株式会社 フルサワ 能美工場
広島県江田島市沖美町岡大王2500-2

3. 測定施設・箇所

汚染土壌処理施（活性炭吸収装置）
活性炭吸収装置排気口

4. 測定日

2022年6月29日（水）

5. 測定項目及び測定分析方法

測定項目及び測定分析方法を表-1に示す。

表-1 測定項目及び測定分析方法

媒体	項目	測定分析方法	定量下限値
排ガス	排ガス温度	JIS Z 8808 6	1℃
	水分量	JIS Z 8808 7	0.1 %
	排ガス組成	JIS K 0301 7.1 ガス吸収法（オルザット式）	0.2 %
	排ガス流量	JIS Z 8808 8.4	10 m ³ /h
	カドミウム及びその化合物	JIS K 0083 ICP 質量分析法	0.01 mg/m ³
	塩素	JIS K 0106 4-ピリジンカルボン酸-ピラゾロン吸光光度法	2 mg/m ³
	塩化水素	JIS K 0107 7.1 イオンクロマトグラフ法	1 mg/m ³
	弗素・弗化水素及び弗化珪素	JIS K 0105 7.3 イオンクロマトグラフ法	1 mg/m ³
	鉛及びその化合物	JIS K 0083 ICP 質量分析法	0.01 mg/m ³
	窒素酸化物	JIS K 0104 8. 自動計測法 化学発光方式	5 ppm
	クロロエチレン	JIS K 0123 ガスクロマトグラフ質量分析法	1 mg/m ³
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0123 ガスクロマトグラフ質量分析法	0.1 ppm
	ジクロロメタン	JIS K 0123 ガスクロマトグラフ質量分析法	0.1 ppm
	テトラクロロエチレン	JIS K 0123 ガスクロマトグラフ質量分析法	0.1 ppm
	トリクロロエチレン	JIS K 0123 ガスクロマトグラフ質量分析法	0.1 ppm
	砒素及びその化合物	JIS K 0083 水素化合物発生 ICP 発光分析法	0.01 mg/m ³
	ベンゼン	JIS K 0123 ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05 ppm
	ガス状水銀	環境省告示第94号 排出ガス中の水銀測定方法 湿式吸収 還元気化 原子吸光分析法	—
	粒子状水銀	環境省告示第94号 排出ガス中の水銀測定方法 湿式酸分解 還元気化 原子吸光分析法	—
	全水銀	環境省告示第94号 排出ガス中の水銀測定法	—
P C B	JIS K 0311 及び特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る 基準の検定方法（平成4年 厚生省告示第192号）別表第2に準拠	—	

※ガス状水銀、粒子状水銀、P C Bの定量下限値は分析結果報告書及び測定記録に示す。

6. 測定分析結果

測定分析結果を表-2 に示す。

詳細は「計量証明書、分析結果報告書及び測定記録」に示す。

表-2 測定分析結果

測定年月日		2022年6月29日	
測定施設		汚染土壌処理施設(活性炭吸収装置)	
測定位置		活性炭吸収装置排気口	
測定項目	単位	—	
排ガス温度	℃	27	
水分量	%	2.8	
排ガス組成	二酸化炭素	%	<0.2
	酸素	%	20.8
	一酸化炭素	%	<0.2
湿り排ガス流量	m ³ /h	32,000	
乾き排ガス流量	m ³ /h	31,000	
カドミウム及びその化合物濃度	mg/m ³	<0.01	
塩素濃度	mg/m ³	<2	
塩化水素濃度	mg/m ³	<1	
弗素・弗化水素及び弗化珪素濃度	mg/m ³	<1	
鉛及びその化合物濃度	mg/m ³	<0.01	
窒素酸化物濃度	ppm	<5	
クロロエチレン濃度	ppm	<0.1	
1,2-ジクロロエタン濃度	ppm	<0.1	
ジクロロメタン濃度	ppm	<0.1	
テトラクロロエチレン濃度	ppm	<0.1	
トリクロロエチレン濃度	ppm	<0.1	
砒素及びその化合物濃度	mg/m ³	<0.01	
ベンゼン濃度	ppm	<0.05	
ガス状水銀	μg/m ³	不検出	
粒子状水銀	μg/m ³	不検出	
全水銀	μg/m ³	不検出	
P C B 濃度	ng/m ³	1.6	

注1. 体積の単位は、標準状態 (0℃, 101.32kPa) を表す。

注2. ガス状水銀、粒子状水銀、全水銀の測定値については、以下に従い表記した。

- ①数値を丸める前のガス状水銀濃度と粒子状水銀濃度を合算し、有効数値2桁に丸めた。その為表記の和とは異なる場合がある。
- ②両方が検出下限以上で定量下限未満の場合は、それぞれを合算し、括弧付で表示した。
- ③一方が定量下限以上で、他方が検出下限以上定量下限未満の場合は、大きい方の数字の表示方法に従い表示した。
- ④両方が検出下限未満のものは、『不検出』と表示した。
- ⑤一方が、検出下限未満の場合は、その値を0として合算して、検出下限以上であった数字の表示方法に従い表示した。